### お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、 家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか?

藤枝市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた 提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、 どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



### お問合せ先

藤枝市自立生活サポートセンター (藤枝市役所西館1階)

電話:054-643-3161

受付時間: (8:30~17:00 土・日・祝祭日を除く)

# 住居確保給付金のご案内

## 令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

### 令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った 家賃が払えない・・・





住居確保給付金の支給により、 安定した生活を送ることができます。

#### 主な給付要件チェックリスト

		Image: contract of the contract		チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等に より、収入を得る機会が減少していますか?				
資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか? ※藤枝市の場合				
(単位:円)	単身世帯	2 人世帯	3人世帯	
収入基準額(月額)	115, 200	160,000	188, 300	
支給家賃額(上限額)	37, 200	45,000	48, 300	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか?				
ハローワークに求職の申し込みをしますか?				

○すべての項目にチェック ✓ が付いた方住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、前頁の 自立生活サポートセンターに相談してください。